

STOP! 交通労働災害

1 交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生



トラックなどのドライバーだけでなく、配達・送迎などのために運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

2 交通災害の危険要因別対策

⚠ 過労運転の防

止

適正な労働時間の管理及び走行管理をしましょう

Check !

- ・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を遵守しましょう※令和6年4月～改正基準告示が適用に！
- ・長時間の荷待ちを解消し長時間労働を抑制しましょう

運転者の過労運転防止には、荷主、元請事業者等による配慮が必要です！



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」令和6年4月1日より改正基準告示適用



交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成30年改正)

Check !

- ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◆適正な労働時間等の管理、走行管理
- ◆教育の実施
- ◆健康管理
- ◆交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◆荷主、元請による配慮



交通労働災害
ガイドライン

⚠ 二輪車の事故防

止

配達中の交通事故を防ぎましょう

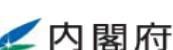
Check !

詳しくはこちらのリーフレットをごらんください
事業者の皆様へ 配達員の皆様へ



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



大阪労働局・各労働基準監督署
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

⚠️ 高齢自動車運転者の事故防

高齢者の健康・体力の状況に応じた措置を講じましょう

- ・長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候の走行を避けましょう
- ・運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に実施しましょう
- ・睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の慣れ等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように交通安全教育を行いましょう



「エイジアクション100」交通労働災害防止

Check !

エイジアクション100

高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して職場の課題を洗い出し、改善に向けての取り組みを進めるための「職場改善ツール」（令和3年3月改定）



中災防HP
特設サイト



エイジフレンド
リーガイドライン

Check !

エイジフレンドリーガイドライン

（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

高齢労働者が安心安全に働く職場環境の実現に向け、事業者や労働者に求められる取り組み事項をまとめたガイドライン（令和2年）

令和4年 大阪府内事業場労働者の交通労働死亡災害の概要

1	タクシー業	70代	タクシーで下り坂を走行中に中央分離帯に激突、その後ガードレールに激突した。
2	タクシー業	70代	空車のタクシーを運転中、走行中の路線バスに追突した。
3	貨物運送業	20代	停車していたところ、工事用ダンプトラックと10トントラックの玉突き事故にあった。
4	貨物運送業	50代	トラック（最大積載量7t）で、高速道路を走行していたところ、前方車両が急制動したため、これを避けようとハンドルを左に切ったが間に合わず、当該車両に追突した。
5	貨物運送業	60代	高速道路走行中、クラッチの故障によりトラックが走行不能になったため、運転者はトラックから降りてその前方で待機していたところ、後方から来たトラックが停車車両に追突した衝撃で運転者がはねとばされた。
6	貨物運送業	60代	高速道路をトラックで走行中、遮音壁に接触した反動で追い越し車線を走行中の普通乗用車に衝突し、トラックが制御不能となり横転した。
7	新聞販売業	70代	普通自動二輪車（排気量90cc）で夕刊を配達中、転倒した。
8	製造業	20代	営業先から会社へ戻るため高速道路を運転中、前方の停車車両に追突した。
9	卸売業	20代	高速道路をトラックで走行中、渋滞する列の最後尾に追突した。